

広島県告示第五百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

所在地		広島県広島市安佐北区小河原町地内		
土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
郷一一五（五六九一）	急傾斜地の崩壊	郷一一五（五六九一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規 第九條第二項及び 第十條第一項の 規定による 土砂災害警戒 区域等における 土砂災害防止 対策の推進に 関する政令（平 成十八年四月 三十日）及び 政令第一八四 号（平成十八 年四月三十日）
次の図のとおり		次の図のとおり		次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。